係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたものをいう。以下同じ。）に該当する場合には、最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後三年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度（以下「特例清算事業年度」という。）については、清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、本特例を適用する。

ロ　国税当局の当該職員が内国法人等にその外国関係会社が清算部分対象外国関係会社若しくは清算外国金融子会社等のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に、その事業年度は特例清算事業年度に、それぞれ該当しないものと推定する。

ハ　改正前の解散した外国金融子会社等に係る特例を廃止する。

ニ　特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。

4　資産課税

⑴　農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の適用を受ける農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の適用期限を五年延長する。（第七十条の八関係）

⑵　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長する。（第七十六条関係）

イ　適用対象にマンションの再生等の円滑化に関する法律に規定する施行者等がマンション再生事業に伴い受ける一定の登記を加える。

ロ　適用対象にマンション等売却組合がマンション等売却事業に伴い受ける一定の登記を加える。

ハ　適用対象にマンション除却組合がマンション除却事業に伴い受ける次の登記を加える。

㈠　売渡請求権の行使による区分所有権又は敷地利用権の取得の登記

㈡　補償金支払手続開始の登記

⑶　経営強化計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所要の措置を講じた上、その適用期限を五年延長する。（第八十条の二関係）

⑷　診療所の開設者又は管理者が、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に、重点的に医師の確保を図る必要がある区域のうち一定の区域において当該診療所の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずる。（第八十一条の二関係）

イ　所有権の保存登記　千分の二

ロ　所有権の移転登記　千分の十

⑸　認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、認定事業者が特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築するまでの期間に係る要件を、国土交通大臣の認定の日から五年以内（特定都市再生緊急整備地域内における一定の特定民間都市再生事業については、七年以内）（改正前：三年以内（特定都市再生緊急整備地域内における一定の特定民間都市再生事業については、五年以内））とした上、その適用期限を三年延長する。（第八十三条関係）

⑹　特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置は、適用期限の到来をもって廃止する。（改正前第八十四条の二の二関係）

⑺　地盤の液状化により被害を受けた一定の土地について、国土調査法の規定により定められた事業計画に基づく地籍調査により作成された地図における当該土地の境界を当該土地の筆界とするために分筆の登記がされた場合において、当該分筆後の土地に隣接する他の土地の所有権の登記名義人が当該分筆後の土地の所有権を取得したときにおける当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。（第八十四条の五の二関係）

⑻　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長する。

イ　医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度等（第七十条の七の九～第七十条の七の十四関係）

ロ　土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（第七十二条関係）

ハ　居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（第八十三条の二関係）

⑼　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長する。

イ　農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（第七十七条関係）

ロ　農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（第七十七条の二関係）

ハ　医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（第八十一条関係）

ニ　都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置（第八十二条の二関係）

5　消費課税

⑴　入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長する。（第八十八条の二関係）

⑵　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長する。

イ　特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置（第九十条の三の三関係）

ロ　特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付措置（第九十条の三の四関係）

ハ　公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置（第九十条の十三関係）

⑶　自動車重量税の免税等の特例措置について、燃費性能に関する要件の見直し等を行った上、その適用期限を二年延長する。（第九十条の十二関係）

⑷　衝突被害軽減制動制御装置（改正前：側方衝突警報装置等）を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の適用期限を二年四月延長する。（第九十条の十四関係）

6　その他所要の税制の整備を行う。

第８　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律の一部改正

1　目的について、国税通則法、関税法又は地方税法等による電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下「電磁的記録提供命令」という。）の特例を設けることを加える。（第一条関係）

2　合衆国軍隊がその権限に基づいて警備している合衆国軍隊の使用する施設及び区域内における電磁的記録提供命令は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は国税庁長官等から合衆国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。また、国税庁の当該職員等は、合衆国軍隊の構成員、軍属若しくは家族の身体若しくは財産又は合衆国軍隊の財産について、電磁的記録提供命令をすることができる。（第三条関係）

3　その他所要の措置を講ずる。